# 制度改正の概要

今般の制度改正により、脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数の見直しが行われ、令和３年４月より 36 カ月（3 年）から 60 カ月（5 年）に引き上げられます。

## 脱退一時金の額

### 1．国民年金

令和３年４月より、**最後に保険料を納付した月が令和３年４月以降**の方については、最後に保険料を納付した月が属する年度と保険料納付済期間等に応じて支給額を計算します。

※最後に保険料を納付した月が令和３年３月以前の方については、これまで通り 36 月（３年）を上限として支給額が計算されます。

脱退一時金の計算式

| |
|---|
| 最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額　×　２分の１　×　支給額計算に用いる数 |

支給額計算に用いる数は、保険料納付済期間等の月数の区分に応じて、60 月（5 年）を上限として定められており、以下の表のとおりです。

【最後に保険料を納付した月が令和 3 年 4 月以降の場合】

| 保険料納付済期間等 | 支給額計算に用いる数 |
|---|---|
| 6 月以上 12 月未満 | 6 |
| 12 月以上 18 月未満 | 12 |
| 18 月以上 24 月未満 | 18 |
| 24 月以上 30 月未満 | 24 |
| 30 月以上 36 月未満 | 30 |
| 36 月以上 42 月未満 | 36 |
| 42 月以上 48 月未満 | 42 |
| 48 月以上 54 月未満 | 48 |

| | |
|---|---|
| 54 月以上 60 月未満 | 54 |
| 60 月以上 | 60 |

## 2. 厚生年金保険

令和３年４月より、**最終月（資格喪失した日の属する月の前月）が令和３年４月以降**の方については、支給上限月数を 60 月として支給額を計算します。

※最終月が令和３年３月以前の方については、これまで通り 36 月（３年）を上限として支給額が計算されます。

脱退一時金の計算式

（1）被保険者であった期間の平均標準報酬額 × （2）支給率 （保険料率 × ２分の１ × 支給額計算に用いる数）

（1）被保険者期間であった期間における平均標準報酬額は、以下の A+B を合算した額を全体の被保険者期間の月数で除して得た額をいいます。

A　平成 15 年 4 月より前の被保険者期間の標準報酬月額に 1.3 を乗じた額

B　平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の標準報酬月額および標準賞与額を合算した額

（2）支給率とは、最終月（資格喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年 10 月の保険料率（最終月が 1 月～8 月であれば、前々年 10 月の保険料率）に 2 分の 1 を乗じた率に、被保険者期間に応じた以下の表の数を掛けたものをいいます。

【最終月が令和 3 年 4 月以降の場合】

| 被保険者期間 | 支給額計算に用いる数 |
|---|---|
| 6 月以上 12 月未満 | 6 |
| 12 月以上 18 月未満 | 12 |
| 18 月以上 24 月未満 | 18 |
| 24 月以上 30 月未満 | 24 |
| 30 月以上 36 月未満 | 30 |

| | |
|---|---|
| 36 月以上 42 月未満 | 36 |
| 42 月以上 48 月未満 | 42 |
| 48 月以上 54 月未満 | 48 |
| 54 月以上 60 月未満 | 54 |
| 60 月以上 | 60 |